

# 骨材試験

## 試験申請書について

工事名 施工場所 工事発注者	請負工事の施工業者が行う施工管理試験の場合、必ず記入してください。 販売等、建設資材を出荷する工場が行う材料品質証明のための試験(不特定の工事に使用)の場合は、工事名を“品質管理試験”とし、施工場所、工事発注者については、必要があれば記入してください。
産地名 試料の種類	必ず記入してください。高炉スラグ等の産地は、生産工場の住所になります。

※産地名・試料の種類等お間違えのないようにご記入をお願いします。

## 持ち込み試料について

試料持込に際しては、申請者が直接、センターへお持込ください。宅配便による申請は受け付けません。

### 骨材試験

複数の試験を同時に申請する場合に必要な数量

種別		試験項目	必要数量
粗骨材	アスファルト用	全項目	80kg
	砕石2005	全項目	60kg
		単位容積質量を含まない複数項目	40kg
		ふるい分け、安定性、すりへり	20kg
	砕石4020	全項目	60kg
		単位容積質量を含まない複数項目	40kg
		ふるい分け、安定性、すりへり	40kg
細骨材		全項目	40kg
		ふるい分け、安定性	10kg
		ふるい分け	5kg

上記組み合わせ以外については、お問い合わせください。

試料搬入は、土のう袋 1袋当たり10kg程度に小分けしてください。

### 石材試験

- ・ 3個1組の角柱(10×10×20cm)に成形したうえで搬入願います。
- ・ また、円柱供試体でも受付しておりますが、この場合、コンクリートコアと同様に、  
(直径):(高さ)=1:2となるように成形してください。(センターでの成形は行いません。)

## 規格値について

試料持込に際しては、申請者が直接、センターへお持込ください。宅配便による申請は受け付けません。

### コンクリート用粗骨材

- ・ JISでは、最大粒径5.0mm以下は細骨材の試験方法になります。
- ・ 粗骨材の形状試験は、現在行っていません。
- ・ 10mm以上の粒度が全質量の10%以下のとき、軟石量試験が出来ないため、アスファルト骨材6号砕石として申請いただくか、試験をお断りする場合があります。

### アスファルト用粗骨材

- ・ 7号砕石(5~2.5mm)の密度・吸水、安定性試験は、舗装試験法便覧によります。
- ・ 軟石量試験は、舗装試験法便覧によります。  
なお、7号砕石(5~2.5mm)については、軟石量試験は出来ません。
- ・ 7号砕石(5~2.5mm)の粘土塊量試験は、細骨材の試験方法になります。
- ・ 6号砕石(13~5mm)のすりへり試験については粒度区分が舗装試験法便覧によります。  
粗骨材の形状試験は、現在行っていません。